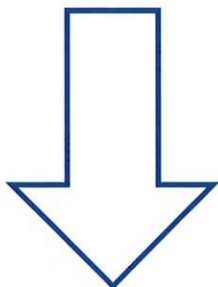


建設業フォローアップ相談ダイヤルの開設について

発注関係事務の運用に関する指針(H27.1.30策定)の本格運用(H27.4～)に向けて

- ・公共発注者に対する「歩切り」の実態調査(H26.12～H27.1) — 全ての地方公共団体から回答
- ・都道府県及び事業者団体と連携した運用指針の説明会(H27.2～3) — 全国各地で実施



～運用開始に伴う、事業者からの声～

- ・「予定価格の設定時に依然として「歩切り」が行われている」
- ・「違反と疑われる発注者の行為について相談できる窓口が欲しい」
- ・「発注者には言いにくい受注者の悩みを聞いて欲しい」
- ・「公共工事の施工現場で事業者が困難な実態に直面している」 など

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を新たに開設(H27.3.26)

全国10の地方整備局等に専用のダイヤル回線による相談窓口を開設。

(従来から相談を受け付けていた、「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を発展的に統合)

元請事業者、下請事業者など様々な立場の事業者から現場の生の声を聞かせていただき、幅広く相談や情報提供を受け付け。

＜相談例＞

- ・公共工事設計労務単価や技能労働者の適切な賃金水準確保に向けた現場の実態【従来から受付】
- ・発注者による「歩切り」の実施、ダンピング対策未導入など見直しが必要な実態【新たに受付】
- ・品確法の基本理念である担い手の中長期的な育成・確保に関する様々な現場の取組・実態【新たに受付】 など

お寄せいただいた相談や情報は、

当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図る。

運用指針に基づく発注関係事務の実施状況のフォローアップにも活用。